

70歳以上75歳未満の方

(令和8年8月1日から)

所得	区分	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)	入院時食事代 (1食当たり)	
課税所得 690万円以上	現役並み所得者Ⅲ	270,300円 ＋(総医療費－901,000円)×1％ (年間上限：1,680,000円) 〔4回目以降 140,100円〕		550円 (指定難病患者は 330円)	
課税所得 380万円以上 690万円未満	現役並み所得者Ⅱ	179,100円 ＋(総医療費－597,000円)×1％ (年間上限：1,110,000円) 〔4回目以降 93,000円〕			
課税所得 145万円以上 380万円未満	現役並み所得者Ⅰ	85,800円 ＋(総医療費－286,000円)×1％ (年間上限：530,000円) 〔4回目以降 44,400円〕			
課税所得 145万円未満	一般	22,000円 〔年間限度額 216,000円〕	61,500円 〔4回目以降 44,400円〕		
		(年間上限：530,000円)			
国保加入者と 世帯主が 住民税非課税	低所得者Ⅱ	11,000円 〔年間限度額 96,000円〕	25,700円 〔4回目以降 24,600円〕	90日までの入院	270円
		(年間上限：290,000円)		90日を超える入院	220円※
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	130円	
		(年間上限：180,000円)			

- ・ 入院時食事代は、令和8年6月1日から変更になりました。
- ・ 一般とは、住民税課税世帯で現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人です。
- ・ 低所得者Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人です。
- ・ 低所得者Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費、控除（年金の所得は控除額を82.65万円として計算）を差し引いた所得が0円となる人です。
- ・ 過去12ヵ月以内に同じ世帯での支給が4回以上あった場合、4回目以降からは限度額が下がります。
- ・ 所得の申告が無い場合は最も上位の所得者とみなされますので、ご注意ください。

※ 入院日数が90日を超える場合、改めて申請することで220円になります。マイナ保険証を利用した場合でも申請が必要です。